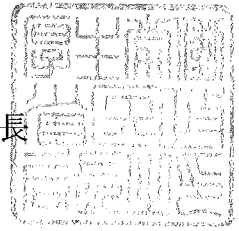


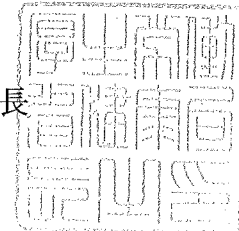
医政発0810第4号
健発0810第8号
平成23年8月10日

社団法人 全日本病院協会長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省健康局長



歯科口腔保健の推進に関する法律の施行について（通知）

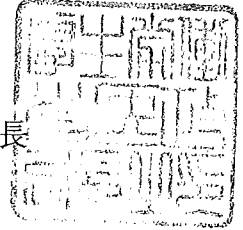
標記について、別添通知を各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長あて発出したので、御了知いただくとともに、会員等各位へ周知いただきますようお願いいたします。



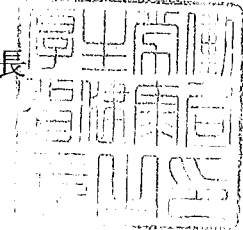
医政発0810第1号
健発0810第7号
平成23年8月10日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省健康局長



歯科口腔保健の推進に関する法律の施行について（通知）

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「法」という。）については、平成23年7月27日に参議院厚生労働委員長から提出され、同日参議院で可決、8月2日に衆議院で可決成立し、本日公布されたところである（別紙）。

この法律は公布の日から施行することとしており、法律の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

また、今後、厚生労働省においては、法に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定をはじめとして、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していく予定である。

貴職におかれては、地域の状況に応じた施策の策定、実施等について、特段の御配慮をいただきたい。

記

1 目的（第1条関係）

この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とすること。

2 基本理念（第2条関係）

歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならないこと。

- (1) 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

3 国及び地方公共団体の責務（第3条関係）

- (1) 国は、2の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- (2) 地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

4 歯科医師等の責務（第4条関係）

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

5 国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務（第5条関係）

法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

6 国民の責務（第6条関係）

国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

7 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等（第7条関係）

国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

8 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等（第8条関係）

国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

9 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等（第9条関係）

国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

10 歯科疾患の予防のための措置等（第10条関係）

7から9までのほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

11 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等（第11条関係）

国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

12 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等（第12条及び第13条関係）

- (1) 厚生労働大臣は、7から11までにより講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。
- (2) (1)の基本的事項は、健康増進法（平成14年法律第103号）の基本方針、地域

保健法（昭和 22 年法律第 101 号）の基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこと。

- (3) 厚生労働大臣は、(1)の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、(1)の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (5) 都道府県は、(1)の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において 7 から 11 までにより講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならないこと。
- (6) (5)の基本的事項は、健康増進法第 8 条第 1 項の都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこと。

13 財政上の措置等（第 14 条関係）

国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

14 口腔保健支援センター（第 15 条関係）

- (1) 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。
- (2) 口腔保健支援センターは、7 から 11 までの施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とすること。

15 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行すること。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(九二)

○国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(九三)

○原子力損害賠償支援機構法(九四)
○歯科口腔保健の推進に関する法律(九五)

〔政令〕

○東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(二五三)

○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二五四)

○国民年金法施行令等の一部を改正する政令(二五五)

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令(二五六)

○原子力損害賠償支援機構法施行令(二五七)

〔府令・省令〕

○原子力損害賠償支援機構の組織及び人事に関する命令

(内閣府・文部科学二)
○原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令

(内閣府・文部科学・経済産業一)
○原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令(内閣府・経済産業一)

〔省令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(総務一一七)

○原子力損害賠償支援資金事務取扱規則(財務五六)

○政府資金調達事務取扱規則の一部を改正する省令(同五七)

○原子力損害賠償支援機構に交付される国債の発行等に関する省令(同五八)

○原子力損害賠償支援機構が買取りをした不動産の所有権の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令(同五九)

○支出官事務規程等の一部を改正する省令(同六〇)

○日本銀行国債事務取扱規程の一部を改正する省令(同六一)

○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する省令(財務・文部科学・経済産業・環境一)

○厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一〇四)

〔告示〕

○地方税法施行令第二十二條第九号に規定する収入金額を指定する件(総務三七九)

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定平成二十二事業年度決算、平成二十二事業年度財務諸表(独立行政法人建築研究所・独立行政法人製品評価技術基盤機構・独立行政法人都市再生機構)、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、司法書士名簿登録等関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他
会社決算公告

本号で公布された
法令のあらまし

◇東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(法律第九二号)(総務省)

1 選挙期日を延期することができる期限の延期
東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を、平成二十三年一月三十一日まで延期することとした。(第一條第一項関係)

2 告示日の設定の弾力化
特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにすることとした。(第三條関係)

3 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(法律第九三号)(厚生労働省)

1 情報収集等業務の委託
国民年金基金は、加入者等に関する記録等の情報収集等業務の全部又は一部を、国民年金基金連合会に委託することができることとした。(国民年金法第一二八條関係)

2 国民年金基金の加入対象者の拡大
国民年金の任意加入被保険者(日本国内に居住する六〇歳以上六五歳未満の者)が国民年金基金に加入できることとした。(国民年金法附則第五條関係)

3 第三号被保険者期間と重複する第二号被保険者期間が新たに判明した場合等の取扱い
第三号被保険者期間と重複する第二号被保険者期間が新たに判明した場合等に、当該期間に引き続き第三号被保険者期間等を、保険料納付済期間として取り扱うこととした。(国民年金法附則第七條の三の二関係)

5 業務

(一) 負担金

原子力事業者(実用発電用原子炉又は実用再処理施設を設置し、原子炉の運転等をして

(二) 資金援助

原子力事業者は、その損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額を超えると見

(3) 特別資金援助に対する政府の援助

政府は、機構が資金援助に係る資金交付を実施するために必要となる資金の確保に

(4) 負担金の額の特例

(2)の認定を受けた原子力事業者(以下「認定事業者」という)が、特別期間内の事業

(三) 損害賠償の円滑な実施に資するための相談

機構は、資金援助を行った場合には、原子力損害を受けた者からの相談に応ずるほか、

財務及び会計

機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損

政府による資金の交付

政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情により、電気の安定供給その他の原

8 検討

原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方等の検討に関する規定を設けること

この法律は、公布の日から施行することとし

◇歯科口腔保健の推進に関する法律(法律第九五号)(厚生労働省)

1 目的

口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている

2 基本理念

歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない

(一) 国民が、生涯にわたって日常生活において

歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

(二) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期

における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

(三) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、

その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

3 国、地方公共団体等の責務

国、地方公共団体等の責務は、国、地方公共団体、歯科医師等、国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者及び国民の責務を規定することとした。(第三条、第六条関係)

4 各種施策の推進

国及び地方公共団体は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨、障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策、歯科疾患の予防のための措置、口腔の健康に関する調査及び研究の推進等について必要な施策を講ずることとした。(第七条、第一一条関係)

5 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等

厚生労働大臣は、4の施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めることとし、都道府県はその基本事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、4の施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならないこととした。(第一二条及び第一三条関係)

6 財政上の措置等

国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとした。(第一四条関係)

7 口腔保健支援センター

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、4の施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設けることができることとした。(第一五条関係)

8 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二五三号)(総務省)

1 公職選挙法の選挙人名簿の登録に関する規定の取扱いについて定めた規定を削除することとした。(第一一条関係)

2 この政令による改正後の東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一一条の規定により行われる選挙から適用することとした。(附則第二一条関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。

第九十四条第三項中「前項」を「第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。
3 原子力損害賠償支援助定における借入金対象経費は、国債整理基金特別会計繰入れに要する費用とする。
4 原子力損害賠償支援助定において、国債整理基金特別会計繰入れに要する費用の財源に充てるために必要がある場合には、同助定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。この場合における証券の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

5 原子力損害賠償支援助定においては、翌年度における国債整理基金特別会計繰入れを円滑に実施するため、予算をもって国会の議決を経た金額を限度として、同助定の負担において、借入金をし、又は一年内に償還すべき証券を発行することができる。
第九十五条第一項中「エネルギー供給助定」の下に「及び原子力損害賠償支援助定」を加える。
（公文書等の管理に関する法律の一部改正）
第十五条 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正す。

別表第一 国立大学法人の項の前に次のように加える。
原子力損害賠償支援助機構 原子力損害賠償支援助機構法（平成二十三年法律第九十四号）

内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 茂博
法務大臣 江田 五月
財務大臣 野田 佳彦
文部科学大臣 高木 義明
経済産業大臣 海江田万里

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第九十五号

歯科口腔保健の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。
（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。
一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じた、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他の歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関し講ずる施策に協力するよう努めるものとする。
（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関し講ずる施策に協力するよう努めるものとする。
（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
（定期的な歯科検診を受けること等の奨励等）

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的な歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の奨励その他の必要な施策を講ずるものとする。
（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。
（歯科疾患の予防のための措置等）

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。
（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用等の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）
第十三条 厚生労働大臣は、第七條から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

第十四条 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第七條第二項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四條第一項に規定する基本方針その他の法律の規定による方針又は指針であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

第十五条 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

第十六条 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八條第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

政 令

令

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百五十三号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十二号)の施行に伴い、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「選挙人名簿の登録」を「立候補の特例」に改め、同条の表公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項の項及び公職選挙法第二十三條第一項の項を削り、同表公職選挙法第四十六條の二第二項及び第八十六條の四第七項の項中「公職選挙法」の下に「昭和二十五年法律第百号」を加え、「特例選挙期日」を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条第一項に規定する特例選挙期日」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この政令による改正後の東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条の規定により行われる選挙から適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された同条の規定により行われる選挙については、なお従前の例による。

総務大臣 片山 善博
内閣総理大臣 菅 直人

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百五十四号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七号)第七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

附 則
附則に次の一条を加える。

(消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額の特例)

第五条 平成二十三年度に限り、第四条第二項第一号及び第二号並びに第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「千九百円」とあるのは、「二万四千七百円」とする。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成二十三年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第二条第三項に規定する指定法人に対する市町村又は水害予防組合の掛金について、改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(以下「新令」という。)第六条第一項及び第二項並びに第十二條の規定を適用する場合には、新令第六条第一項中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは、「平成二十三年度については、基金又は指定法人に対する同年度の掛金の額(以下「特例適用後掛金額」という。)のうち、附則第五条の規定の適用がないものとした場合における第四条第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する金額の掛金(以下「特例適用前掛金額」という。)に、同年度の四月末日、特例適用後掛金額から特例適用前掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金(以下「追加掛金額」という。)については同年度の十二月末日」と、「各年度の四月末日」とあるのは、「同年度の四月末日」と、「当該年度の掛金の額」とあるのは、「特例適用前掛金額」と、「当該年度の十月末日」とあるのは、「同年度の十月末日」と、同条第二項中「日の属する年度」とあるのは、「日」と、「掛金の支払期限」とあるのは、「属する年度が平成二十三年度である場合における同年度の掛金の支払期限」と、「当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日(以下この項において「初年度支払期日」という。）」とあるのは